

令和 6 年 度

監 査 結 果 報 告 書

板橋区監査委員事務局

目 次

1 定期監査	1
(1) 資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部定期監査結果	2
(2) 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局及び区議会事務局定期監査結果	7
(3) 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果	11
(4) 区立小・中学校定期監査結果	13
(5) 子ども家庭部定期監査結果	15
(6) 教育委員会事務局定期監査結果	17
(7) 健康生きがい部及び福祉部定期監査結果	19
2 随時監査等	22
(1) 財産監査結果報告	23
(2) 財政援助団体等監査結果報告書	25
(3) 指定管理者監査結果	31
(4) 特定項目監査結果（準公金等の取扱いについて）	33
3 決算審査	59
4 健全化判断比率審査	63
5 行政監査	68
[第1回] 公園の整備・運営について（概要）	69
[第2回] DXによる総合窓口サービスの向上について（概要）	73
6 例月出納検査	78
7 住民監査請求	80

定期監査

監 査 対 象 部 局	実 施 年 月 日
資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部	令和6年 5月 8日(水) 9日(木) 10日(金)
政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局	令和6年 6月26日(水) 27日(木) 7月24日(水)
区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局 定期監査	令和6年11月11日(月) 12日(火) 13日(水)
区立小・中学校定期監査	令和6年11月18日(月) 19日(火) 20日(水) 21日(木)
子ども家庭部定期監査	令和6年12月16日(月) 17日(火) 18日(水) 19日(木)
教育委員会事務局定期監査	令和7年 1月 9日(木) 10日(金)
健康生きがい部及び福祉部定期監査	令和7年 1月15日(水) 16日(木) 17日(金)

※掲載は監査委員合議の日付けの順による

令和6年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果報告について

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和6年5月8日(水)	【資源環境部】 環境政策課 【都市整備部】 建築指導課、都市計画課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土木部】 土木部管理課、みどりと公園課
令和6年5月9日(木)	【資源環境部】 板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所 【まちづくり推進室】 高島平まちづくり推進室、まちづくり調整課 【土木部】 南部土木サービスセンター、北部土木サービスセンター
令和6年5月10日(金)	【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 建築安全課、住宅政策課 【まちづくり推進室】 鉄道立体化推進課 【土木部】 土木計画・交通安全課、かわまちづくり計画担当課 工事設計課

2 合議年月日 令和6年6月28日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。

6 監査の結果

違法または不当な行為が明らかな事務処理が見受けられたため、7(1)及び(2)のとおり「指摘」とする。

また、違法または不当な行為が明らかなもののうち軽微な事務処理が見受けられたため、8のとおり「指導」とする。

7 指摘事項

- (1) 物品購入における不適正な契約事務について

板橋西清掃事務所の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

- ① 板橋西清掃事務所において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書で、契約事業者の所在地が大宮市、見積競争相手の事業者（以下「非契約者」という。）の所在地が立川市のものがあつた。非契約者について会社概要を調べたところ、「代表者名」「所在地」「電話番号」が現在の情報と異なることが判明した。非契約者の現状について何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言えないものであつた。
- ② 契約事業者は、非契約者の見積書を自ら作成し、当該清掃事務所あて提出しており、当該清掃事務所はそれを受領していたことが判明した。
- ③ 令和5年度に他部署で、「物品購入における不適正な契約事務」が行われ、令和6年1月18日付け5板総契第2222号「主管課契約の適正な執行について（依頼）」において、事業者に見積書の依頼をする場合、他社の分まで見積書の提出を依頼することは、談合の幫助にあたるので厳に慎むことと注意喚起がなされているにも関わらず、その後の令和6年2月20日に同様の方法で見積書が提出され、2件の契約がなされている。
- ④ 上記2者の見積書の契約案件は、合計15件1,195,370円に及んでいた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）

を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第 65 条第 1 号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく 2 者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成 19 年 7 月 4 日付け 19 板総契第 189 号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2 者以上の見積書を 1 者から徴することにより規則第 35 条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が繰り返し行われている。

さらに、前年度にも同様の不適正な物品購入が行われたことを受け、全庁的に注意喚起が行われた後にも、2 件の契約がなされている点からも、その事務処理は極めて不適正である。

板橋西清掃事務所は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、所内の事務処理の改善、職員のコンプライアンスの徹底及び組織内の課題の共有化について厳格に取り組む必要がある。

（板橋西清掃事務所）

（２）住宅使用料の過小徴収について

住宅政策課の監査を実施したところ、以下の 3 点の問題点が確認された。

① 区営住宅の住宅使用料の過小徴収について

区営住宅の住宅使用料（以下「区営住宅使用料」という。）は、「東京都板橋区営住宅条例」及び「東京都板橋区営住宅条例施行規則」により使用者の収入が著しく低額であるときは、区営住宅使用料等減免申請書を区長へ申請の上、減免することができると規定されている（※ 1、※ 2）。

住宅政策課は、令和 3 年度の区営住宅使用料が 75% の減額となっていた 3 世帯について、令和 4 年度の使用料算定の際、減額の根拠を確かめずに、75% の減額を継続して適用させていた。

その後の調査の結果、当該 3 世帯のうち 2 世帯については 75% の減額を継続して適用するための根拠が確認できたものの、1 世帯については使用者及び同居者の収入の合計額が一定額を超過していたため、平成 30 年度から令和 4 年度までの区営住宅使用料について 50% の減額を適用すべき

者であることが判明した。

そのため、当該世帯に対して、既に徴収した区営住宅使用料と本来徴収すべき区営住宅使用料との差額分として、422,400 円の追加徴収が発生した。

(※1) 東京都板橋区営住宅条例 (抜粋)

(使用料の減免等)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、区営住宅の使用料を減額若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) 略

(4) 使用者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。

(※2) 東京都板橋区営住宅条例施行規則 (抜粋)

(使用料減免等の申請)

第 16 条 使用者は、条例第 13 条第 5 項の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、減免にあつては区営住宅使用料等減免申請書 (別記第 8 号様式) により、徴収猶予にあつては区営住宅使用料等徴収猶予申請書 (別記第 9 号様式) により区長に申請しなければならない。

② 区立高齢者住宅の住宅使用料の過小徴収について

公営住宅の使用料は、次の式により算定される。

住宅使用料

$$= \text{家賃算定基準額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性}$$

経過年数係数は、国土交通省告示の改正により、平成 16 年 10 月 1 日 (以下「基準日」という。) から新たな経過年数係数を適用することとなっていた。なお、当該改正には、経過措置が設けられており、改正前の経過年数係数を適用する公営住宅も存在する。

住宅政策課は、区立高齢者住宅に係る国庫補助金の交付を受けるにあたり、その建物所有者と締結していた当初 20 年間の賃貸借契約期間満了後の再借上げを「契約更新」ではなく「新規契約」の形態により締結していた。

そのため、基準日以後に「新規契約」を行った区立高齢者住宅については、経過措置の適用はなく、改正後の経過年数係数を適用する必要があったが、住宅政策課は、改正前の経過年数係数を適用していた。

その結果、住宅政策課は、各区立高齢者住宅の「新規契約」を行った年度から令和 4 年度までの間、改正前と改正後の経過年数係数により算定した各区立高齢者住宅の住宅使用料との差額分として、計 211 世帯、5,983,310 円 (令和 6 年 5 月 10 日時点) を過小に徴収していた。

③ 改良住宅の住宅使用料の過小徴収について

住宅政策課は、令和 4 年度に、区営小茂根一丁目住宅の設計図書に記載の

住戸専用面積に誤りがあることが判明したことを受け、区で管理する区営住宅、区立高齢者住宅及び改良住宅の全住宅の設計図書に記載された住戸専用面積について調査したところ、改良住宅「かみちょう住宅（1号館）」の設計図書に記載の住戸専用面積に誤りがあることが判明した。

その結果、住宅政策課は、平成 19 年 3 月の供用開始から令和 6 年 3 月までの間（ただし、平成 19 年 3 月～平成 22 年 3 月までの使用料の納付のデータ及び記録がないため、その期間に係る債権額を把握することができない。）の 8 世帯について、本来の住戸専用面積と誤った住戸専用面積により算定したそれぞれの改良住宅の住宅使用料との差額分として、計 1,217,390 円（令和 6 年 5 月 10 日時点）を過小に徴収していた。

以上、いずれの案件についても、住宅使用料を過小徴収したものであり、その結果、多くの入居者に与えた影響は大きく、極めて不適正である。

住宅政策課は、住宅使用料算定に関する、法律等の改正、告示等の動向に注視し、情報収集に努められたい。そして、研修等の機会を活用し、職員の専門的知識の向上、及び、その技能継承について、積極的に取り組む必要がある。

（住宅政策課）

8 指導事項

補正予算要求の失念について

資源循環推進課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

東京二十三区清掃一部事務組合管理者からの支払通知により、東京エコサービス株式会社の剰余金配当に伴う分配金（3,640,000 円）を収納した。

しかし、歳入科目を新設したものの、補正予算要求を失念していた。

その結果、歳入決算上、調定額、収入済額はあるものの、「予算現額」は、0 円のままであった。

地方自治法第 218 条において、普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、とあり、予算の調製及び議決については、地方自治法第 211 条において、「議会の議決を経なければならない。」との定めがある。

資源循環推進課は、補正予算要求時において、法令等に則り、適切な事務処理の徹底を図る必要がある。

（資源循環推進課）

令和 6 年度政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果報告

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果に
ついて、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和 6 年 6 月 26 日(水)	【政策経営部】 広聴広報課、IT推進課 【総務部】 人事課、課税課、納税課、区政情報課、 男女社会参画課 【会計管理室】 会計管理室 【区議会事務局】 区議会事務局
令和 6 年 6 月 27 日(木)	【政策経営部】 政策企画課、ブランド戦略担当課、経営改革推進課、 財政課、施設経営課、教育施設担当課 【総務部】 総務課、契約管財課 【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課 【監査委員事務局】 監査委員事務局
令和 6 年 7 月 24 日(水)	【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局

2 合議年月日 令和 6 年 8 月 26 日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和 5 年度及び令和 6 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

一部不適正な事務処理があったため、「7 指摘事項」のとおり指摘した。
また、「8 指導事項」のとおり一部指導した。

7 指摘事項

特別区民税等の滞納繰越分調定額の乖離について

納税課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

財務会計システムで調定し、決算値として報告している特別区民税の滞納繰越分調定額（以下「報告値」という。）と、滞納整理、徴収業務を行ううえで使用している収納管理システムで保有している実態値である滞納繰越分調定額（以下「実態値」という。）とが乖離していたことが判明した。

判明の経緯は、令和5年11月、課内事務の総点検、及び、令和8年1月からの地方公共団体情報システム標準化への移行検証作業の中で、収納管理システム内のデータ集計を実施したことによるものである。

令和6年1月1日現在、実態値が1,313,344,776円であるところ、報告値は603,136,234円で、乖離額は710,208,542円であった。

報告値の算定方法は、調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額である。乖離の原因は、以下①、②のとおり、収入額と還付未済額の算定に誤りがあったことによる。

- ① 収入額の算定について、特別徴収（給与特徴）分の出納整理期間前（6月～3月）に納付された翌4月～翌5月（翌年度の1期、2期）の分は、出納整理期間内に翌年度分の予算科目への割り振りが行われるべきであったが、それがなされていなかった。
- ② 還付未済額の算定について、還付や充当がなされておらず過払い状態になっている案件すべてを計上する必要があるが、還付決定したものの、還付が完了していない案件のみを計上しており、還付決定前の案件を含めずに算定していた。

収納管理システムの滞納額データは、実際の収納状況に基づき日々更新されるため、過去の任意の時点に遡って検証することは物理的に不可能な状況である。このため、報告値と実態値との乖離が最初に発生した時期、正確な決算数値は不明のままである。この誤りによって、区民の納税額への影響はないものの、長期にわたり誤った報告値のまま議会で決算認定され、公表さ

れてきたことになる。報告値を誤ることは、区の財政の全体を見誤ることとなり、信用失墜に繋がりがねない。

以上のことから、特別区民税等の滞納繰越分調定額算定の事務処理は不適正である。

納税課は、特別区民税等の報告値を算定するにあたり、財務会計システムと収納管理システムとのデータを定期的に突合するなど、再発の防止に努められたい。また、令和8年1月からの地方公共団体情報システム標準化への移行にあたって、システムベンダー、課内、関係所管課間等での情報共有を図るなどして、同様の不具合が生じることをないよう取り組む必要がある。
(納税課)

8 指導事項

不適正な備品管理について

防災危機管理課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

令和6年3月、防災危機管理課が、拠点避難所7か所に配備しているシャワーエース(※1)の保守点検を委託したところ、上板橋第二中学校旧校舎に配備していたものを誤って処分していたことが判明した。

シャワーエースは、平成4年3月頃に購入された物品である。

物品は、地方自治法第237条に定める財産であり、東京都板橋区物品管理規則第6条には「物品は、次の各号に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならない。(1)備品(2)消耗品(3)材料品(4)動物(5)不用品」とある。また、「物品管理の手引」では「備品とは、その形状、性質を変えことなく比較的長期間継続して使用可能であり、かつ保存することができるもので、消費税を含まない本体の購入予定価格が10万円以上(※2)の物品」と定めている。

よって、シャワーエースは、本来ならば備品登録をするべき物品であった。しかしながら、備品登録がされていなかったために、適正な備品管理がなされずに、誤って処分してしまったものである。

一方で、防災危機管理課は毎年度、7台のシャワーエースについて保守点検を行っているものの、災害時における活用方法は定かではない。

以上のことから、防災危機管理課における備品管理は、区民の財産という認識が不足しており、不適正な事務処理である。

防災危機管理課は、取得した物品を目的に沿って適切に取り扱うとともに、東京都板橋区物品管理規則並びに「物品管理の手引」に則った適正な備品管

理のための措置を早急に講じるよう求める。

※1 シャワーエースとは、災害時にお湯を沸かして体を洗うための資器材。上板橋第二中学校旧校舎を含む拠点避難所7か所に、各1基配備されている。

※2 10万円以上となったのは令和6年4月1日からであり、それ以前は2万円以上であった。

(防災危機管理課)

令和6年度 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和6年11月11日(月)	【区民文化部】 熊野地域センター、中丸集会所、 仲町地域センター、弥生集会所、 大谷口地域センター、向原ホール、小茂根一丁目集会所、 中台地域センター、中台二丁目集会所、 桜川地域センター、上板橋健康福祉センター内集会所 【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課
令和6年11月12日(火)	【区民文化部】 清水地域センター、清水町第二集会所、 前野地域センター、前野ホール、見次公園内集会所、 成増地域センター、成増三丁目集会所、 高島平地域センター、高島平七丁目公園内集会所、 仲町区民事務所、常盤台区民事務所、高島平区民事務所、 スポーツ振興課
令和6年11月13日(水)	【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、文化・国際交流課 【産業経済部】 くらしと観光課、赤塚支所 【農業委員会事務局】 農業委員会事務局

2 合議年月日 令和6年12月26日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、

「農業者支援のための人材育成策について」(所管部署:赤塚支所)を選定し、重点調査を実施する。)

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 令和5年度定期監査指導事項について、提出された措置結果通知どおり行われているか。(地域振興課(蓮根地域センター)「物品購入における不適正な契約事務について」、くらしと観光課「いたばし花火大会における火災事故の発生について」、文化・国際交流課(美術館)「物品購入における不適正な契約事務について」)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和 6 年度区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
11 月 18 日 (月)	弥生小学校、板橋第十小学校、上板橋第三中学校、志村第四中学校、板橋第七小学校、中台中学校、舟渡小学校、向原小学校
11 月 19 日 (火)	前野小学校、志村第一中学校、上板橋第四小学校、高島第三小学校、高島第一小学校
11 月 20 日 (水)	板橋第五中学校、志村小学校、大谷口小学校、志村第二小学校、成増小学校
11 月 21 日 (木)	志村第六小学校、天津わかしお学校、志村第五小学校、赤塚第三中学校

2 合議年月日

令和 6 年 12 月 26 日 (木)

3 実 施 場 所

各小・中学校及び特別支援学校

4 監 査 の 範 囲

- (1) 令和 5 年度及び令和 6 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和 5 年度及び令和 6 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項

学校徴収金の不適正な管理について

志村第六小学校の監査を実施したところ、令和5年度の教科教材費、行事費、学校給食費等の学校徴収金（以下「学校徴収金」という。）の事務処理について、以下の問題点が確認された。

- ①事務分掌職員は、収入及び支出に際して、校長までの決裁を受けていなかった。また、収入及び支出の証拠書類に不足があった。
- ②事務分掌職員は、金銭出納簿を正しく記帳していなかった。
- ③校長は、各月末に、現金、預金通帳と金銭出納簿、関係書類を照合し、収支の確認をしていなかった。
- ④校長は、執行管理について、必要適切な指示及び監督を行っていなかった。
- ⑤校長は、決算を決定し、会計監査の認定を受けたうえで保護者に報告していたが、その内容に誤りがあった。

学校徴収金に関する事務処理については、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第11条の4の2第2項において、校長及び事務分掌職員は、板橋区教育委員会が別に定めるところにより適正に処理しなければならないと定められている。

板橋区教育委員会は、規則に基づき、学校徴収金事務処理要領（以下「要領」という。）を制定し、学校徴収金の事務処理にかかる管理監督者の職務及び事務手続き等を定めた。

しかしながら、志村第六小学校における令和5年度の学校徴収金の事務処理については、規則、要領に則っておらず不適正である。

志村第六小学校は、学校徴収金について、規則等に則った適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に向けた必要な措置を早急に講じるよう求める。

（志村第六小学校）

令和6年度子ども家庭部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
令和6年12月16日(月)	子ども政策課 [保育園] 中板橋保育園、あさひが丘保育園、 高島平すみれ保育園、西台保育園、 かないくぼ保育園 [児童館] 向原児童館、はすのみ児童館 清水児童館、赤塚児童館
令和6年12月17日(火)	保育運営課、子ども家庭総合支援センター（支援課） [保育園] 南前野保育園、坂下三丁目保育園 [児童館] あずさわ児童館
令和6年12月18日(水)	子ども家庭総合支援センター（援助課・保護課） [保育園] ときわ台保育園、高島平さつき保育園 相生保育園 [児童館] 富士見台児童館
令和6年12月19日(木)	子育て支援課、保育サービス課 [児童館] 弥生児童館、西徳児童館

2 合議年月日 令和7年1月27日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。（さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「病児・病後児保育事業について」（所管部署：保育サービス課）を選定し、重点調査を実施する。）

- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和5年度定期監査指摘事項について、提出された措置結果通知どおり行われているか。「物品購入における不適正な契約事務について」(所管部署：保育運営課、子育て支援課)

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度教育委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和7年1月9日(木)	教育総務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課 郷土資料館 板橋第四小学校あいキッズ、板橋第六小学校あいキッズ、板橋第七小学校あいキッズ、金沢小学校あいキッズ
令和7年1月10日(金)	学務課、地域教育力推進課、教育支援センター、成増生涯学習センター、中央図書館 大谷口小学校あいキッズ、板橋第十小学校あいキッズ、上板橋第四小学校あいキッズ、上板橋小学校あいキッズ

2 合議年月日

令和7年2月27日

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「ブックスタート事業」
(所管部署：中央図書館)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和5年度定期監査指導事項について、提出された措置状況報告どおり行われているか。(所管部署：学務課、教育支援センター(成増教育相談室)、生涯学習課「物品購入における不適正な契約事務について」)
- (5) 令和2年度及び令和3年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※令和2年度行政監査テーマ「区立小・中学校におけるICT化の推進について」
の措置結果通知分

※令和3年度行政監査テーマ「区立生涯学習センターの運営について」の措置結果通知分

6. 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和7年1月15日(水)	【健康生きがい部】 国保年金課、予防対策課、板橋健康福祉センター、 赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、 おとしより保健福祉センター 【福祉部】 障がい政策課
令和7年1月16日(木)	【健康生きがい部】 上板橋健康福祉センター、高島平健康福祉センター 【福祉部】 赤塚福祉課、志村福祉課
令和7年1月17日(金)	【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、後期高齢医療制度課、 健康推進課、生活衛生課 【福祉部】 生活支援課、生活支援臨時給付金担当課 障がいサービス課、板橋福祉課

2 合議年月日

令和7年2月27日

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「がん検診について」(所管部署：健康推進課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和5年度定期監査指導事項について、提出された措置状況報告どおりに行われているか。(所管部署：志村福祉課「物品購入における不適正な契約事務について」)
- (5) 令和元年度行政監査について提出された措置結果通知どおりに行われているか。(令和元年度行政監査テーマ「生活困窮者自立支援事業について」の措置結果通知分)

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項

後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額の乖離について

後期高齢医療制度課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

財務会計システムで調定し、決算値として報告している後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額(以下「報告値」という。)と、収納業務で使用している収納管理システムで保有している実態値である滞納額(以下「実態値」という。)とが乖離していたことが判明した。

判明の経緯は、令和5年11月、納税課において特別区民税等の滞納繰越分調定額についての乖離が判明したことを受けて、後期高齢医療制度課が確認したところ、納税課と同様の事象が認められたことによるものである。

令和5年6月1日現在、実態値が90,610,071円であるところ、報告値は75,781,391円で、乖離額は14,828,680円であった。

報告値の算定方法は、調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額であるが、乖離の原因は、還付未済額の算定に誤りがあったことによるものである。還付未済額については、還付や充当がなされておらず過払い状態になっている案件すべてを計上する必要があるが、還付決定後、還付が完了していない案件のみを計上しており、還付決定前の案件を含めずに算定していた。

この誤りによって、区民の保険料納付額への影響はないものの、令和2年度から4年度まで誤った報告値が議会で決算認定され、公表されてきたことになる。報告値を誤ることは、区の財政の全体を見誤ることとなり、信用失墜に繋がりがねない。

以上のことから、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額算定の事務処理は不適正である。

後期高齢医療制度課は、後期高齢者医療保険料の報告値を算定するにあたり、財務会計システムと収納管理システムとのデータを定期的に突合するなど、再発の防止に努められたい。また、令和8年1月から稼働予定の地方公共団体情報システム標準化への移行にあたっても、システムベンダー、課内、関係所管課間等での情報共有を図るなどして、同様の不具合が生じることのないよう取り組む必要がある。

(後期高齢医療制度課)

随時監査等

随 時 監 査	実 施 年 月 日
財産監査	令和6年 4月22日 (月)
財政援助団体等監査	令和6年 9月 2日 (月) 3日 (火) 4日 (水) 5日 (木) 6日 (金) 10日 (火)
指定管理者監査	令和6年10月30日 (水) 31日 (木) 11月 1日 (金) 12月 5日 (木) 12月 6日 (金)
特定項目監査 (準公金等の取扱いについて)	令和6年4月1日 (月) ~ 令和7年3月28日 (金)

令和6年度財産監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規程に基づき実施した財産監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 監査実施年月日

令和6年4月22日(月)

2 監査対象及び実施場所

監 査 対 象			実 施 場 所
本 審 査	公 有 財 産	総務部契約管財課	監 査 委 員 室 第 二 委 員 会 室 第 四 委 員 会 室
	物 品	会計管理室	
	債 権	総務部契約管財課 健康生きがい部介護保険課 福祉部生活支援課 都市整備部住宅政策課	
	基 金	政策経営部財政課 会計管理室	
備 品 実 査	区役所本庁舎 北館5階から10階の各課 南館5階から6階の各課 情報処理センター 3階から10階の各課		対 象 課
現 場 監 査	公 有 財 産	【普通財産】 総務部契約管財課	旧区立赤塚いこいの家 赤塚五丁目16番2(地番)
		【行政財産】 総務部契約管財課 産業経済部赤塚支所	農のサポーターによる 収穫体験事業用地 赤塚五丁目14番6(地番)

3 合議年月日

令和6年5月31日(金)

4 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度の公有財産、物品、債権についての取得、管理及び処分、基金の管理、運用に関すること。

5 監査の着眼点

(1) 公有財産

- ① 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
- ② 財産台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
- ③ 財産の貸付は法令に従って処理され、管理は適正に行われているか。
- ④ 財産の保全、活用、維持管理は適正に行われているか。

(2) 物 品

- ① 物品の在庫管理及び整理活用は適正に行われているか。
- ② 物品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。

(3) 債 権

- ① 債権の管理は適正に行われているか。
- ② 保全、督促等の事務処理は積極的かつ適法に行われているか。

(4) 基 金

- ① 基金の設置目的に従って确实かつ効率的に運用されているか。
- ② 管理は適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度財政援助団体等監査(政務活動費を除く)結果について

1 実施年月日

令和6年9月2日(月)、3日(火)、6日(金)、10日(火)

2 監査対象

(1) 出資団体

No.	団体名	出資金名	所管課
1	板橋区土地開発公社	板橋区土地開発公社出資金	契約管財課
2	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団(※1)	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団出資金	文化・国際交流課
3	公益財団法人植村記念財団(※1)	公益財団法人植村記念財団出資金	スポーツ振興課
4	公益財団法人板橋区産業振興公社(※1)	公益財団法人板橋区産業振興公社事業費出資金	産業振興課

(※1) 3団体については、以下(2)補助金交付団体等にも該当

(2) 補助金交付団体等

No.	監査対象団体等	施設名等	補助金名	所管課
1	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団		公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金	文化・国際交流課
2	公益財団法人植村記念財団		公益財団法人植村記念財団補助金	スポーツ振興課
3	公益財団法人板橋区産業振興公社		公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金	産業振興課
4	板橋区商店街振興組合連合会		デジタル地域通貨事業補助金	産業振興課
5	社会福祉法人大樹会	都市型軽費老人ホームぽっかぽか板橋	板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金	介護保険課
		特別養護老人ホームぽっかぽか板橋	特別養護老人ホーム整備費補助金	
6	社会福祉法人関西中央福祉会	ココロネ板橋	生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金	障がい政策課
			板橋区重症心身障がい児(者)通所事業運営費補助金	
			板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金	

No.	監査対象団体等	施設名等	補助金名	所管課
7	社会福祉法人 あゆみの会	板橋保育園	板橋区民間保育所等整備費 補助金	保育運営課
			板橋区立保育所民営化開設 準備経費補助金	
8	株式会社こどもの森	まなびの森保育園下 赤塚（※2）	板橋区保育士等キャリアア ップ補助金	保育サービス課
9	株式会社三栄	EXA FIRST	公衆喫煙所助成金（設置）	資源循環推進課
10	大山町クロスポイント 周辺地区市街地再開発 組合	大山町クロスポイン ト周辺地区第一種市 街地再開発事業	市街地再開発事業補助金	まちづくり調整 課
11	板橋駅西口地区市街地 再開発組合	板橋駅西口地区第一 種市街地再開発事業	スマートウェルネス住宅等 推進事業費補助金	地区整備課
12	学校法人 板橋明星学園	板橋明星幼稚園 （※2）	板橋区私立幼稚園における 多様な他者との関わりの機 会の創出事業費補助金	学務課
13	学校法人 成増すみれ学園	成増すみれ幼稚園	認定こども園施設整備補助 金	

（※2）2団体については、補助金交付確定額後、1,000万円未満に該当

（3）補助金所管課

No.	所管課	補助金名	施設名
1	文化・国際交流課	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金 （※3）	
2	スポーツ振興課	公益財団法人植村記念財団補助金（※3）	
3	産業振興課	公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金 （※3）	
		デジタル地域通貨事業補助金	
4	介護保険課	板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金	都市型軽費老人ホーム ぽっかぽか板橋
		特別養護老人ホーム整備費補助金	特別養護老人ホーム ぽっかぽか板橋
5	障がい政策課	生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費 補助金	ココロネ板橋
		板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費 補助金	
		板橋区児童発達支援センターサービス推進事業 補助金	

No.	所管課	補助金名	施設名
6	保育運営課	板橋区民間保育所等整備費補助金	板橋保育園
		板橋区立保育所民営化開設準備経費補助金	
7	保育サービス課	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	まなびの森保育園下赤塚
8	資源循環推進課	公衆喫煙所助成金（設置）（※3）	EXA FIRST
9	まちづくり調整課	市街地再開発事業補助金（※3）	大山町クロスポイント周辺地区第一種市街地再開発事業
10	地区整備課	スマートウェルネス住宅等推進事業費補助金（※3）	板橋駅西口地区市街地再開発事業
11	学務課	板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	板橋明星幼稚園
		認定こども園施設整備補助金	成増すみれ幼稚園

（※3） 6つの補助金については、補助金交付団体等と合同で監査を実施

3 監査委員合議年月日

令和6年10月30日(水)

4 実施場所

監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲

(1) 財務関係事務全般（出資団体）

(2) 令和5年度に区から交付された補助金の出納その他の事務
（補助金交付団体等及び補助金所管課）

6 監査の着眼点

出資団体	(1) 所管課 ① 団体に対する指導監督は適切に行われているか。 (2) 団体 ① 設立目的に沿った事業運営は適切に行われているか。 ② 経営成績及び財政状況は良好か。 ③ 資金の運用は適切か。 ④ 関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。
補助金交付団体等	(1) 所管課 ① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。有効性は適切か。 ② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。

補助金交付団体等	(2) 団体 ① 交付目的に適合した事業を実施しているか。 ② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。 ④ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。
----------	---

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和6年9月4日(水)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	おなだか 勝
	五十嵐 やす子
	中妻 じょうた
	高沢 一基
	おばた 健太郎
	くまだ 智子
	大森 大
	井上 温子
	大野 ゆか
	坂田 れい子
	しいな ひろみ
令和6年9月5日(木)	区議会事務局

※岩永きりん議員、小野ゆりこ議員については、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認したが、やむを得ない事由により、監査委員によるヒアリングを実施していない。

2 監査委員合議年月日

令和6年10月30日(水)

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき関与していない。

4 実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

令和5年5月から令和6年3月までに区から交付された政務活動費（補助金）の出納その他の事務

6 監査の着眼点

監査の着眼点	(1) 所管課 ① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。有効性は適切か。 ② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。 (2) 団体 ① 交付目的に適合した事業を実施しているか。 ② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。 ④ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。
--------	--

7 監査の結果

東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則に基づき、また、「政務活動費の手引き（令和5年4月板橋区議会発行）」を参考に、令和5年5月から令和6年3月までに交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度指定管理者監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した、指定管理者監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日

令和6年10月30日(水)、31日(木)、11月1日(金)、12月5日(木)、6日(金)

2 監査対象

所管課	対象施設	対象指定管理者
区民文化部 文化・国際交流課	文化会館、グリーンホール	公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団
福祉部 障がい政策課	加賀福祉園	社会福祉法人同愛会
	蓮根福祉園	社会福祉法人東京援護協会
	前野福祉園	社会福祉法人東京援護協会
	徳丸福祉園	社会福祉法人大泉旭出学園
土木部 土木計画・交通安全課	自転車駐車場 (東上線及び志村エリア)	芝園開発株式会社
教育委員会事務局 中央図書館	氷川図書館、東板橋図書館、 小茂根図書館	シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社
	清水図書館、蓮根図書館、 西台図書館、志村図書館	株式会社ヴィアックス
	赤塚図書館、高島平図書館、 成増図書館	株式会社図書館流通センター
区民文化部 文化・国際交流課	成増アートギャラリー	株式会社図書館流通センター

3 合議年月日

令和7年1月27日(月)

4 実 施 場 所

監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲及び着眼点

区 分	所 管 課	指 定 管 理 者
範 囲	令和5年度における各施設の指定管理者に関する財務事務	令和5年度における施設管理業務に関する出納その他の事務の執行 ※施設及び備品の管理状況を含む。
着 眼 点	(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。 (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。 (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。 (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。	(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。 ①施設管理業務の実施状況 ②施設の利用状況 ③事故防止、安全確保への配慮 (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。 (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。 (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。 ①関係帳簿の整備・記帳は適正か。 ②証拠書類の整備・保存は適正か。

6 監 査 の 結 果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和6年度 特定項目監査

「準公金等の取扱いについて」

板橋区監査委員

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「準公金等の取扱いについて」

3 監査テーマ設定の趣旨

昨今の区政の中で生じたリスクとして、令和4年6月に発覚した、地域センター所属職員による準公金着服事件（以下「事件」という。）がある。この事件を受け、準公金の取扱いについては、会計管理室により令和5年5月30日付けで「板橋区準公金取扱基準」（以下「取扱基準」という。）が制定された。また、リスクマネジメントによる業務改善の取組の一環として、準公金を取り扱う所属は全て「準公金取扱い点検シート」を作成し、自己点検を行っている。

そこで、事件から2年が経過した令和6年度の特定期間監査は、準公金の取扱いに着目し、再発防止の取組が実効性をもって行われているか、取扱基準に基づいた事務が徹底されているかの観点から、監査を実施する。

4 監査の着眼点

- (1) 準公金は取扱基準等に基づき、適正に管理されているか。
- (2) 準公金等の点検及びリスクの予防に向けた取組が、各所属の実態に応じて行われているか。

5 監査対象及び監査方法

(1) 監査対象

令和6年4月1日現在保有している、区が職務上管理する現金、預金、有価証券（以下「現金等」という。）で、東京都板橋区会計事務規則（以下

「会計事務規則」という。)の適用を受けないもののうち、取扱基準が定められているものと同じく①～③に掲げるもの及びそれ以外のものとして④に掲げるものとした。

①区が構成員となっている協議会、協会、又は実行委員会の所有に属する現金等

例) 新年賀詞交歓会実行委員会補助金、板橋区互助会運営費補助金、板橋 City マラソン実行委員会大会運営資金 等

②各所属内に事務局等が設置されている団体の所有に属する現金等

例) 板橋区町会連合会運営経費、青少年健全育成〇〇地区委員会委託料、「エコポリス板橋」〇〇地区環境行動委員会活動補助金・支部負担金 等

③私人又は団体が支出した特定の用途のための現金等で、一時的な保管を行うもの

例) 学校徴収金(教材費・行事費等)、各種募金、生活保護受給者の遺留金 等

④上記①～③以外の保管金について(保管の有無、取扱いの工夫点等を確認)

例) 親睦会費、お茶代 等

(2) 対象所属

令和6年度定期監査対象の所属に対し、調書の提出を求め、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。

区の準公金の取扱いを統括する経営改革推進課及び会計管理室、並びに地域センター、小・中学校の準公金の事務に携わっている地域振興課及び教育総務課に対し、令和7年1月27日(月)に聴取を行った。

6 監査実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月28日(金)まで

第2 監査結果

1 準公金は取扱基準等に基づき、適正に管理されているか

(1) 準公金の取扱状況

令和6年度特定項目監査対象所属における、令和6年4月1日現在の準公金等の取扱状況は、表1のとおりであった。

表1 準公金等の取扱状況

区分	所属数	構成比
取り扱っている	55	41.4%
取り扱っていない	78	58.6%
合計	133	100.0%

準公金等を取り扱っている所属は、133 所属中 55 所属（41.4%）であり、取り扱っていない所属は 78 所属（58.6%）であった。

各所属が取り扱っている準公金は、表2のとおりであった。

表2 各所属が取り扱っている準公金の種類（複数回答）

区分	準公金数	構成比
預かり金	121	50.8%
負担金・補助金・委託料	47	19.8%
募金・寄付金	44	18.5%
その他	26	10.9%
合計	238	100.0%

※その他…町会連合会支部運営経費 等

取り扱う件数が一番多いのは預かり金（預かり金とは学校徴収金、各種会

費 等) であり、内訳は、学校徴収金が 67 件で約半数を占め、次いで会費が 28 件、他に分担金の取りまとめ分などがあつた。

各所属が取り扱っている準公金の取扱頻度は、表 3 のとおりであつた。

表 3 各所属が取り扱っている準公金の取扱頻度

	準公金数	構成比
随時	162	68.1%
月 1 回程度	3	1.3%
年 1 回程度	39	16.4%
数年に 1 回程度	2	0.8%
その他	32	13.4%
合計	238	100.0%

※その他…5月から8月、5月から9月、9月から11月 等

取り扱う頻度については、「随時」が一番多く、68.1%であつた。

各所属が取り扱っている準公金の取扱根拠は、表 4 のとおりであつた。

表 4 各所属が取り扱っている準公金の取扱根拠

区分	準公金数	構成比
板橋区準公金取扱基準 3 (1)	34	14.3%
板橋区準公金取扱基準 3 (2)	59	24.8%
板橋区準公金取扱基準 3 (3)	145	60.9%
合計	238	100.0%

※板橋区準公金取扱基準 (抜粋)

3 取扱基準

職員は、次のいずれかに該当する場合に限り、準公金を取り扱うことができるものとする。

- (1) 職務の一環として準公金を取り扱うことが公共性を有する場合
- (2) 準公金を取り扱うことが所掌事務と密接な関係を有する場合
- (3) 区が準公金を取り扱うことについて、規程等によって明文化されている場合

各所属が取り扱っている準公金の金額は、表5のとおりであった。

表5 各所属が取り扱っている準公金の金額（区分別） （単位：円）

区分	準公金数	R4年度からの 繰越額 (A)	R5年度歳入額 合計 (B)	R5年度歳出額 合計 (C)	R6年度への 繰越額 (D)
預かり金	121	81,565,640	928,645,506	906,945,646	86,748,304
負担金・補助金・委託料	47	32,455,220	230,001,064	217,710,707	25,474,670
募金・寄付金	44	107,187	23,752,253	23,476,446	382,994
その他	26	38,574,185	650,341,212	647,434,310	36,352,519
合計	238	152,702,232	1,832,740,035	1,795,567,109	148,958,487

※清算時期等の関係により、(A)+(B)-(C)=(D)にはならない。

特定項目監査対象所属の準公金の令和5年度歳入総額は、約18億3,300万円、歳出総額は約17億9,600万円となった。預かり金については、取り扱う所属が多いため、令和6年度への繰越額が一番多く、約8,700万円となった。

部別の取扱金額は、表6のとおりであった。

表6 各所属が取り扱っている準公金の金額（部別） （単位：円）

区分	準公金数	R4年度からの 繰越額 (A)	R5年度歳入額 合計 (B)	R5年度歳出額 合計 (C)	R6年度への 繰越額 (D)
総務部	18	24,588,790	343,432,480	324,357,412	21,185,948
区民文化部	125	44,544,422	323,353,496	327,812,916	37,470,766
産業経済部	4	1,496,988	285,980,886	282,591,049	3,389,837
健康生きがい部	3	0	62,292	19,100	43,192
福祉部	8	4,691,767	29,179,900	27,870,536	5,981,131
都市整備部	1	0	472,000	395,113	0
土木部	1	0	268,441	268,441	0
教育委員会事務局	74	76,355,321	849,173,030	831,491,315	79,256,297
選挙管理委員会事務局	1	539,968	625,506	656,757	508,717
監査委員事務局	2	0	0	0	550,089
区議会事務局	1	484,976	192,004	104,470	572,510
合計	238	152,702,232	1,832,740,035	1,795,567,109	148,958,487

※清算時期等の関係により、(A)+(B)-(C)=(D)にはならない。

内訳として、取り扱う準公金の額が多いのは、小・中学校と地域センターであり、小・中学校で取り扱う準公金の総額は、歳入約 8 億 4,400 万円、歳出約 8 億 2,700 万円となった。地域センターで取り扱う準公金の総額は、歳入約 1 億 1,100 万円、歳出約 1 億 1,200 万円となった。(今回の特定項目監査対象となったのは、全小・中学校の 3 分の 1、全地域センターの 2 分の 1 である。)

一方、単独の所属で準公金の取扱金額が多いのは、板橋区観光協会が歳入約 2 億 8,500 万円、歳出約 2 億 8,100 万円、次いで板橋 City マラソン実行委員会が歳入・歳出ともに約 1 億 6,700 万円となった。

いずれの所属も、実態に応じた手引き等が整備されていた。

各所属が取り扱っている準公金以外の保管金は、表 7 のとおりであった。

表 7 各所属が取り扱っている準公金以外の保管金（複数回答）（単位：円）

名称等	件数	総 額
親睦会費	59	12,627,661
お茶代	13	598,431
部課長会費	5	3,562,579
係長会費	7	1,096,768
その他	1	64,656
合計	85	17,950,095

各所属で取り扱っている準公金以外の保管金については、親睦会費が一番多く、59 件、約 1,300 万円となった。

【監査委員意見】

- 地域センターにおいて、コロナ禍の影響により、預かり金の過年度からの繰越額が、令和5年度に歳入された額を上回っているセンターが複数見受けられた。預かり金に関する運営と収支の計画性について現状を把握し、事業等に必要な額を見極め、徴収する額を精査すべきである。
- 準公金と共に、準公金以外の保管金を取り扱う部署については、準公金と混同することのないよう、引き続き適正な管理を求める。また、業務外の保管金であっても、盗難等が発生するリスクはあり、発生すれば信用失墜につながりかねない。準公金と同様、適正な管理を求める。

2 準公金等の点検及びリスクの予防に向けた取組が、各所属の実態に応じて行われているか

(1) 収入・支出に関する書類作成等の状況

取扱基準では、「収入及び支出に際しては、担当者及び実務者があらかじめ収入・支出に関する書類を作成し、責任者の決裁を受けること」と定めている。

各所属において、準公金の収入・支出に関する書類をあらかじめ作成し、責任者の決裁を受けているか否かの状況は、表8のとおりであった。

表8 収入・支出に際しては、担当者及び実務者があらかじめ収入・支出に関する書類を作成し、責任者の決裁を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	192	80.7%
いいえ	46	19.3%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「はい」と答えたのは 192 件（80.7%）であった。

一方、「いいえ」と答えたのは 46 件（19.3%）であった。内訳は、預かり金が 23 件、募金・寄付金が 23 件であった。

取扱基準では、「収入及び支出に際しては、担当者及び実務者が出納簿を記帳し、収入及び支出の証拠書類を残すこと」と定めている。

準公金の収入・支出に関する証拠書類の保管状況については、表9のとおりであった。

表9 収入・支出に際しては、証拠書類を残しているか

区分	準公金数	構成比
はい	238	100.0%
いいえ	0	0.0%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「いいえ」と回答したのは0件であった。しかし、実際の監査において、証拠書類が保存されておらず、問題が見受けられた所属が存在した。

準公金の収入・支出に関する出納簿の記帳及び責任者等の確認状況は、表10 から表12 のとおりであった。

表10 収入・支出に際しては、現金出納簿を記帳して、責任者等の確認を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	210	88.2%
いいえ	28	11.8%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「いいえ」と答えたのは28件(11.8%)であった。
内訳は、募金・寄付金が16件(57.1%)、預かり金が11件(39.3%)、その他が1件(3.6%)であった。

表 11 確認者の人数

区分	準公金数	構成比
1名	78	37.1%
2名以上	132	62.9%
合計	210	100.0%

表 10 で「はい」と回答した 210 件の準公金のうち、2 名以上の確認を受けているのは 132 件（62.9%）であった。

表 12 確認の頻度

区分	準公金数	構成比
都度	60	28.6%
月1回	144	68.6%
その他	6	2.8%
合計	210	100.0%

※その他…年1回、事業完了時、月2～3回、など

責任者等の確認を受けているもののうち、「都度」、「月1回」と回答したものは、204 件（97.2%）であった。

(2) 通帳・現金・キャッシュカードの保管状況

取扱基準では、「通帳は、施錠のできる金庫等で保管し、届出印は責任者が管理すること」「原則、手元に必要最小限の現金以外は置かず、現金を保管する必要が生じた場合は、保管額を記録し、施錠できる金庫等に保管する。キャッシュカードは責任者が保管すること」と定めている。

準公金の通帳の保管及び届出印の管理状況は、表13のとおりであった。

表 13 通帳は、施錠できる金庫等で保管し、届出印は責任者が管理しているか

区分	準公金数	構成比
はい	182	76.5%
いいえ	31	13.0%
その他	25	10.5%
合計	238	100.0%

※その他…通帳なし、募金箱ごと保管、遺留金・一時預かり金のため対象外 など

238件の準公金のうち、「はい」と回答したのは182件（76.5%）であった。

「その他」として、一時預かり金のため通帳・口座を作成しておらず、現金や募金箱ごと保管しているという回答もあった。

一方、「いいえ」と回答したのは、31件（13.0%）であった。内訳は、募金・寄付金が18件（58.1%）、預かり金が13件（41.9%）であった。（募金・寄付金については、通帳・届出印自体を保有しておらず、「いいえ」と回答したものも含まれている。）なお、取扱基準には、通帳の作成基準について、明確な記載はない。

準公金の現金の保管状況は、表14のとおりであった。

表 14 原則、手元に必要最小限の現金以外は置かず、現金を保管する場合は、保管額を記録し、施錠できる金庫に保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	235	98.7%
いいえ	3	1.3%
合計	238	100.0%

準公金のキャッシュカードの保管状況は、表 15 のとおりであった。

表 15 キャッシュカードは責任者が保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	53	24.9%
いいえ	1	0.5%
キャッシュカードなし	159	74.6%
合計	213	100.0%

※表13で「はい」「いいえ」と回答したもののみ対象

(3) 準公金の照合

取扱基準では、「責任者は、月に1回以上、通帳、出納簿等の照合を行うこと」と定めている。

準公金の照合の状況は、表16のとおりであった。

表16 現金出納簿と通帳、現金を定期的に照合し、確認しているか

区分	準公金数	構成比
はい	209	87.8%
いいえ	29	12.2%
合計	238	100.0%

238件の準公金のうち、「はい」と回答したものは209件(87.8%)であった。

一方、「いいえ」と回答したのは29件(12.2%)であった。内訳は預かり金が15件(51.7%)、募金・寄付金が14件(48.3%)であった。定期的な照合作業が行われていない準公金の中には、現金出納簿自体が作成されていないものも見受けられた。

現金出納簿と通帳、現金を定期的に照合し、確認している所属のうち、照合者の人数は表17のとおりであった。

表17 準公金の照合の人数

区分	準公金数	構成比
1名	66	31.6%
2名以上	143	68.4%
合計	209	100.0%

209件の準公金のうち、2名以上で確認していると回答したのは143件

(68.4%)であった。

また、確認の頻度は、表 18 のとおりであった。

表 18 準公金の照合の確認頻度

区分	準公金数	構成比
都度	48	23.0%
月1回	155	74.1%
その他	6	2.9%
合計	209	100.0%

※その他…年1回、事業完了時、3か月ごと

(4) 予算・決算・監査

取扱基準では、「年1回以上、関係団体の監事等の監査を受けること。責任者は、決算の遅れや事務処理に遺漏のないことを確認すること」と定めている。

準公金の予算・決算及び監査について、団体から監査・承認を受けているかの状況は表 19 のとおりであった。

表 19 予算・決算及び会計監査について、団体から監査を受け承認を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	133	55.9%
対象外	105	44.1%
合計	238	100.0%

※対象外は、募金等で監査を受けていない準公金

確認者は、表 20 のとおりであった。

表 20 準公金の予算・決算及び監査の確認者

区分	準公金数	構成比
監査・会計担当等	130	97.7%
その他	3	2.3%
合計	133	100.0%

また、確認の頻度は表 21 のとおりであった。

表 21 準公金の予算・決算及び監査の確認頻度

区分	準公金数	構成比
事業後	3	2.3%
学期ごと	1	0.7%
年1回	129	97.0%
合計	133	100.0%

(5) その他の取扱状況

会計管理室長及び経営改革推進課長は、令和5年6月13日付け5板会第49号通知により、準公金の取扱いについては、取扱基準を確認し、各職場の実態に応じた手引き等を整備する等、準公金の適正な会計事務処理を徹底するように通知している。

準公金を取り扱う職場における、手引き等の整備状況は表22のとおりであった。

表 22 各職場の実態に応じた手引き等は整備されているか

区分	準公金数	構成比
はい	194	81.5%
いいえ	44	18.5%
合計	238	100.0%

「いいえ」と回答したものの中には、学校徴収金（18 件・40.9%）があったが、「すでに教育委員会事務局で整備している準公金の手引き等で必要十分であるため、学校別には整備していない」と回答されたものであった。また、

「いいえ」と回答したものには、募金・寄付金（15 件・34.1%）も多く見受けられた。

その他、各所属における準公金の取扱状況は、表23から表28のとおりであった。

表23 職場の共有する場所に、収支関係書類及び収支関係電子データを保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	236	99.2%
いいえ	2	0.8%
合計	238	100.0%

表 24 証拠書類は、年度終了後、何年間保存しているか

区分	準公金数	構成比
1年未満	0	0.0%
1年	19	8.0%
3年	145	60.9%
4年	1	0.4%
5年	53	22.3%
5年超	16	6.7%
その他	4	1.7%
合計	238	100.0%

準公金に関する証拠書類の保存年限について、所属によりばらつきがあった。一番多かった回答は、3年の145件（60.9%）であった。

なお、取扱基準において、証拠書類の保存期間については特に基準・考え方は示されていないが、学校徴収金については、「学校徴収金事務処理要領」に「収支に係る証拠書類等の保存年限は5年とする」と記載があり、保存年限が職場の実態に応じて整備されていることを確認した。

表 25 準公金の事務担当者は、複数年固定されているか

区分	準公金数	構成比
はい	172	72.3%
いいえ	66	27.7%
合計	238	100.0%

表 26 準公金事務担当者が複数年固定されている理由

理由	準公金数	構成比
職員数が少ないため	121	70.4%
職務上、分担が固定されているため	46	26.7%
業務のブラッシュアップのため、あえて固定している	5	2.9%
合計	172	100.0%

表 27 一人の担当者が複数の準公金の処理を行っているか

区分	準公金数	構成比
はい	180	75.6%
いいえ	58	24.4%
合計	238	100.0%

表 28 一人の担当者が複数の準公金の処理を行っている理由

理由	準公金数	構成比
職員数が少ないため	122	67.8%
職務上、分担が固定されているため	49	27.2%
業務のブラッシュアップのため、あえて固定している	9	5.0%
合計	180	100.0%

準公金のうち、担当が複数年度にわたり固定されていると回答したものは 172 件（72.3%）、また、一人の担当者が複数の処理を行っていると回答したものは 180 件（75.6%）であった。どちらも職員数が少ないことが理由の 1 位として挙げられた。

【監査委員意見】

- 必要以上の多額の現金が保管されている所属が複数見受けられた。業務多忙、人手不足などの理由を挙げていたが、リスクマネジメントの観点からも、必要以上の現金は持たない、もし多額の現金を預かる場合は、銀行口座に預け入れる等、手元に現金を置かないという原則を徹底していただきたい。
- 現金で取り扱うことを前提とした準公金が多く見受けられ、口座振替への移行もなかなか進まないなど、会計処理がいわゆるアナログな方法で行われていた。人的資源の効率的な活用を図るため、現金主義からシステム化・DX化への転換を研究する必要がある。
- 職員が現金を扱うことへの心理的負担や業務過多が懸念されている。それを緩和するため、現在取り扱っている準公金は区組織以外で管理ができないのか、あるいは公金に組み込むことができないのか、などについて研究すべきである。
- 各所属の実態に応じた手引き等は整備されているが、手引き等の手順どおりの事務が行われていない所属が複数見受けられた。準公金も公金と同じく、取扱基準はもとより、整備されている手引き等に則った事務を行い、それを確認し、継続されたい。手引き等の内容が現在の事務に合致しない場合等は、適宜見直しを行い、最新の事務に見合う手引きとし、その内容を所属内で共有し、徹底していただきたい。
- 取扱基準に定められていない部分について、所属によって取扱いが違ふという事象が発生している。統一して定めるべき規定（書類の保存年限など）は、取扱基準に含めるなど、全体の課題を見極め、対応されたい。

3 その他

各所属における準公金の取扱いに関する要望、自由意見は、表 29 のとおりであった。

表 29 準公金の取扱いに関する要望、自由意見（複数回答）

要望・自由意見	所属数
職員が少ないことによる弊害（担当を変えることができない、1名で入金しなければいけない、1名で複数の準公金を取り扱わなければいけない等）	16
金融機関との関係で苦慮している。（混雑、回数、手数料、閉店時間等）	10
事務処理に関する不安・不満がある。（紙処理による手間とミスへの不安等）	8
保管について苦慮している。書類の保存期間がわからない。	7
預かり金に関して苦慮している。（遺留金の扱い、経由事務のため預かるお金をなくしたい等）	7
高額の現金を携帯して事業に随行する必要があり、リスクがある。	6
徴収金の未納対応に苦慮している。	5
募金の管理について苦慮している。（複数の募金が重なった場合の管理、小銭の管理、記録方法）	4
マニュアル、研修を充実してほしい。対応方針を明確にしてほしい。	4

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

また、準公金以外の保管金に関する工夫・要望・自由意見は、表 30 のとおりであった。

表 30 準公金以外の保管金に関する工夫・要望・自由意見（複数回答）

工夫・要望・自由意見	所属数
管理する上での工夫をしている。（準公金と同様の取扱いをしている、なるべく現金で保管しない 等）	57
内規を明確に定めて管理している。	33
事務処理上の工夫をしている。（証拠書類、帳簿を簡潔に作成し、管理している。）	10
管理する範囲についての工夫をしている。（イベント・食事会の都度、必要に応じた金額を集金している。）	8
親睦会費を現金で集金しているが、職員が多数であり、給与支給時に控除する方法は採れないか。	1
会の運営体制である幹事、会計及び監査は、ボランティアであることから、その煩わしさや責任・対応時間・労力などの個人負担が大きい。	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

【監査委員意見】

- 区において、どの部署が準公金の取扱いについて取りまとめているのか、明確でなかった。
- 準公金をマネジメントするのであれば、経営改革推進課及び会計管理室（以下「取りまとめ課」という。）は、準公金に関わっている所属との連携を強化し意思疎通を図り、各所属の基準遵守状況を把握したうえで、適正な事務執行の意識浸透に努めるべきである。
- 公金と同じく、準公金の取扱いにおいても、リスクを見つけることが重要と考えられるが、準公金取扱い点検シートを確認したところ、所属では取組状況は順調であると考えていたが、監査の視点から見ると問題があると判断される事案もあった。所属の認識と現状に齟齬が生じていると見受けられた。

また、リスクの把握は各所属に任されており、実際にどのような問題が発生しているのか、どのような課題があるのかを、取りまとめ課は把握していなかった。準公金に関わっている所属だけでなく、取りまとめ課もそのリスクを正確に把握し、準公金のリスク管理の実効性を高める必要がある。
- 職員数が少ないこと、また紙での処理、現金の取扱い等も重なり、業務が煩雑になっていることが見受けられた。
- 現金を取り扱うことによる、リスク管理上の不安を訴える所属も複数あった。
- 取扱基準やマニュアル等に定められていないことについて悩んでいる所属が複数見受けられた。
- 親睦会費など、準公金以外の保管金については、業務の支障にならない運用が求められる。

第3 総括意見

今回の特定項目監査では、準公金等の取扱いについて、概ね適正・適切なものと認められたが、一部の所属においては、準公金について通帳及び届け出印の管理に不備があること、現金と預金通帳、現金出納簿の照合確認を定期的に行っていないこと、照合確認を担当者のみで実施し複数人では確認していないこと、必要以上の多額の現金が保管されていることなどの課題が見受けられた。また、全庁的な管理体制の点でも十分とは言えない状況であった。

以上のことを踏まえ、総括意見を述べる。

第一に、取りまとめ課は、全体の準公金について、実態を把握する必要がある。

今年度の特定項目監査の対象となった所属だけでも、年間約 18 億円の現金等を取り扱っている現状が判明した。現在、準公金の取扱いを統括しているのは取りまとめ課だが、準公金全体の執行状況をいずれも把握していなかった。また、取扱基準は整備されているが、準公金を取り扱う際に生じるリスクの把握は各所属に任されており、実際にどのような問題が発生しているのか、どのような課題があるのかを把握していなかった。

今回の特定項目監査では、所属では取組状況は順調であると考えていたが、監査の視点から見ると問題があると判断される事案もあり、所属の認識と現状に齟齬が生じていると見受けられた。

これらのことから、取りまとめ課は、準公金の取扱い状況及び課題について、改めて正確に把握するよう求める。

第二に、取りまとめ課は、準公金に関わりのある所属との連携を強化し、基

準遵守の状況や各所属の対策等を共有する必要がある。

準公金の実態を把握したうえで、経営改革推進課はリスクマネジメントを推進する部署として、各所属の課題や事例に基づく準公金に関するリスク管理意識（気付き）の醸成を図り、会計管理室は公金の取扱いに精通し、取扱基準を制定した部署として、各所属で生じた課題や事例を基準改正や全庁的な対応方針に反映させる必要がある。そして、それらを再び各所属にフィードバックすることで、より実態に即したリスクマネジメントが行えるようになり、ルールを遵守した準公金取扱事務の実現に近づくと考える。

第三に、各所属及び取りまとめ課は、いわゆるアナログな準公金の取扱いに関する課題解決に努める必要がある。

今回の特定項目監査を通じて、職員が現金で準公金を受領して金額を確認し、銀行口座に預け入れる、または現金を引き出し、現金で支払うなど、職員が現金に直接触れる機会が多く存在していることが判明した。

職員が現金に直接触れる機会が多くあることは、リスクが増えることにつながる。また、現金を持って移動せざるを得ない職員の不安や労力も少なくない。さらに、準公金の収入・支出に関する複数の帳票を、手作業で作成している所属も多く見受けられた。

これらアナログな準公金取扱事務のシステム化・DX化の研究を進め、人的資源の効率的な活用を図られたい。また、準公金の要不要の判断、準公金を公金に組み入れることによる取り扱う準公金の減少等、課題解決方法の研究を続けて、職員の心理的負担や、業務過多の緩和につなげていただいきたい。

最後に、取りまとめ課には、これまで述べてきた意見への対応を踏まえた上で、現行制度について再確認し、準公金の適正な運用のための望ましいルール

や組織のあり方について検討していただくよう強く求める。

決算審査

令和５年度東京都板橋区各会計歳入歳出 決算及び各基金運用状況審査意見書

第１ 審査の対象

- 1 令和５年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 令和５年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 3 令和５年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 4 令和５年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 5 令和５年度東京都板橋区東武東上線連続立体化事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 6 令和５年度東京都板橋区奨学資金貸付基金運用状況調書
- 7 令和５年度東京都板橋区美術資料収集基金運用状況調書
- 8 令和５年度東京都板橋区災害対策基金運用状況調書
- 9 附属書類
 - (1) 令和５年度東京都板橋区各会計歳入歳出決算事項別明細書及び予算の執行実績
 - (2) 令和５年度東京都板橋区各会計実質収支に関する調書
 - (3) 令和５年度財産に関する調書

第２ 審査の期間

令和６年７月５日から令和６年８月２６日まで

第３ 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定によって作成されているか否かを確認するとともに、歳入歳出決算の計数を会計管理者所管の関係諸帳簿・証書類と照合審査した。
- 2 経理状況については、関係部課の帳簿・文書等により審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。
- 3 財産については、土地及び建物は台帳により、出資による権利、無体財産権、債権、基金及び物品は関係諸帳簿・証書類等により照合審査するとともに、関係職員

からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。

- 4 各基金の運用状況については、審査に付された各基金の運用状況調書に誤りがないか、各基金が設置の目的に従い適正かつ効率的に運用されているかについて、各関係部課の帳簿、台帳及び証書類を照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。また、各基金の経理状況及び保管管理の状況については、会計管理者所管の関係諸帳簿及び証書類並びに各関係部課の帳簿等により照合審査した。

第4 審 査 の 結 果

1 計 数 審 査

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び予算の執行実績、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況調書は、法令の様式を備え、会計管理者及び関係部課が所管する諸帳簿・証書類と照合審査した結果、表示された計数はいずれも証拠書類と一致し、誤りがないものと認められた。

2 財 政 の 状 況

令和5年度各会計の決算収支、財政構造及び予算の執行状況については、項を改めて会計別にその概要を述べるが、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められた。

第5 総 括 意 見

「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和6年1月26日閣議決定）によれば、「我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている。」となっている。

このような中、板橋区は、令和5年度においては、7次にわたり一般会計補正予算を編成し、総額272億65百万円に及ぶ予算増額を行い、新型コロナウイルス感染症対策に加えて物価高騰等が区民生活や地域経済に及ぼす影響への対策等を実施してきた。

令和5年度の板橋区の財政状況をみると、歳入では、都支出金が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増等により、前年度と比較し64億61百万円の増額となった。また、特別区交付金はその原資となる調整税等のうち、固定資産税及び市町村民税法人分の大幅な増加の影響を受け、36億66百万円の増額となったほか、特別区税が10億12百万円の増額となった。その一方で、国庫支出金の子育て世帯等臨時特別支援事業

費補助金の皆減等により65億63百万円の減額になったほか、繰越金が16億63百万円、繰入金が5億79百万円の減額となった結果、前年度と比較して総額で24億42百万円、0.9%の増となった。

歳出では、いたばし生活支援臨時給付金支給経費等により福祉費が72億44百万円の増額となったほか、土木費が46億77百万円、教育費が5億67百万円の増額となった。その一方で、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費の減等により衛生費が48億45百万円の減額になったほか、総務費が15億56百万円、諸支出金が4億83百万円の減額となった結果、前年度と比較して総額で66億17百万円、2.6%の増となった。

また、財政調整基金については、令和5年度中の23億21百万円の取崩しに対して、これを上回る55億44百万円の積立てを行い、令和5年度末における残高は307億75百万円となっている。財政調整基金は、特定目的基金とは異なり、必要な財政需要に対応した施策展開を図るための機動的な財源対策として活用することにより、財政収支のバランスをとるものでもある。現状は安定した財政運営が行われているところであるが、今後も適切な活用を求めるものである。

次に、財政状況を令和5年度板橋区普通会計決算による財政指標からみると、実質収支比率は、前年度と比較して2.8ポイント低下し、一般的に望ましいとされる3～5%の範囲内の4.5%となった。これは、特別区交付金が増となったことに加え、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行されたことにより、中止となっていた事業等が再開されるなど、歳出額が増となったことによる。今後も健全な財政運営が継続されることを望む。

経常収支比率は、前年度と比較して1.6ポイント低下し、引き続き適正水準とされる70～80%の範囲内である75.8%となった。これは、特別区交付金が大きく増加したことが主な要因である。しかし、特別区交付金は景気動向に大きく左右されるものであり、物価上昇や社会環境の変化、公共施設の更新需要等が区財政へ与える影響を見極め、持続可能な区政経営を推進していくための財政基盤を確立していくことが求められる。

公債費負担比率は、前年度と比較して0.1ポイント低下し、1.4%となり、人件費比率は、定年引上げの影響に伴い定年退職者数が減少し、退職手当が減となったこと等により人件費が減少した結果、前年度と比較して0.7ポイント低下し、12.3%となった。引き続き、起債の計画的な活用や、職員定数の適正化等への留意を求めるものである。

今後の財政展望については、令和5年度の特別区民税は前年度に引き続き増加しているが、歳入環境の動向については、税制度の度重なる改正の影響は大きく、楽観視することはできない。また、歳出面では、物価高騰の状況のもと、まちづくり事業の推進や公共施設の更新需要、子育て支援施策等、多額の経費負担を伴う事業が継続するとともに、障がい者自立支援給付等の扶助費の増加が見込まれている。

これらの状況においても、「いたばしNo.1 実現プラン2025 改訂版」に基づき、厳しい財政状況を想定したうえで、引き続き計画的かつ効率的な行財政運営を求めるものである。

健全化判断比率审查

令和5年度板橋区健全化判断比率審査結果について

第1 審査の対象

- 1 令和5年度東京都板橋区健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和5年度東京都板橋区健全化判断比率算定様式

第2 審査の期間

令和6年8月16日から令和6年8月26日まで

第3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。

- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

第5 総 括

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	板 橋 区		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	比 率	(算出比率)		
実 質 赤 字 比 率	—	(△4.47)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	(△5.72)	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	△3.4	(△3.4)	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	(△95.7)	350.0	

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

(1) 実質赤字比率

令和5年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

(2) 連結実質赤字比率

令和5年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

(3) 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は△3.4%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

2 意 見

令和5年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を遂行し、健全な財政基盤を確立することを望む。

参 考

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

一般会計等とは、一般会計及び公営事業会計に属する特別会計以外の特別会計を指し、板橋区では一般会計及び東武東上線連続立体化事業特別会計が対象となる。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 6,582,787}{\text{※ 標準財政規模 } 147,051,346} \times 100 = \text{実質赤字比率 } \triangle 4.47\% \Rightarrow \text{「一」で表示}$$

(単位：千円)

※ 標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものである。標準財政規模の数値は、臨時財政対策債発行可能額を加えている（令和5年度は0円）。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

板橋区では一般会計等に加えて国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計が対象となる。

$$\frac{\text{連結実質赤字額 } \triangle 8,413,498}{\text{標準財政規模 } 147,081,346} \times 100 = \text{連結実質赤字比率 } \triangle 5.72\% \Rightarrow \text{「一」で表示}$$

(単位：千円)

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいい、過去3か年の平均で算出する。

令和3年度	$\triangle 4.08065\%$	
令和4年度	$\triangle 3.55872\%$	$\Rightarrow$ 令和3～5年度の3か年平均 $\triangle 3.4\%$
令和5年度	$\triangle 2.83494\%$	

※ 準元利償還金とは、板橋区では、満期一括償還債の1年あたりの元利償還金相当額、一部事務組合の地方債の償還財源に充てるための負担金及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものが対象となる。

令和3年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,736,264	+	769,882	-	0	-
					8,564,231
(標準財政規模)					$\times 100 = \Delta 4.08065\%$
(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)					
132,517,104	-				8,564,231

令和4年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,567,801	+	655,348	-	0	-
					7,884,045
(標準財政規模)					$\times 100 = \Delta 3.55872\%$
(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)					
138,855,157	-				7,884,045

令和5年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,565,344	+	631,973	-	0	-
					7,163,064
(標準財政規模)					$\times 100 = \Delta 2.83494\%$
(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)					
147,051,346	-				7,163,064

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう。

					(単位：千円)
(将来負担額)	(充当可能 基金額)	(特定財源 見込額)	(地方債現在高 に係る基準財政 需要額算入見込額)	(将来負担比率)	
63,039,693	-	(129,546,147 + 4,048,610 + 63,340,629)			
(標準財政規模)					$\times 100 = \Delta 95.7$
(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)					$\Rightarrow$ 「—」
147,051,346	-				7,163,064
					で表示

行政監査

令和6年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ

公園の整備・運営について

2 監査テーマ選定の趣旨

板橋区は、「板橋区基本計画 2025」の「若い世代の定住化戦略」の一環として、地域の中で子どもが安心して安全に遊ぶことができる環境を整えるため、ユニバーサルデザインの魅力ある公園づくりに取り組んでいる。

また、「いたばしグリーンプラン 2025」においても、少子高齢化に対応するための子育て支援や高齢者の健康増進、ユニバーサルデザインへの配慮など、誰にでも使いやすい公園となるよう、トイレや遊具、こどもの池等の改修整備を進めている。更に同プランにおける重点プロジェクトとして、あずさわスポーツフィールド、こども動物園及び農業園が既に整備を終え、新たな公園として運営しているところである。

令和7（2025）年度に「板橋区基本計画 2025」及び「いたばしグリーンプラン 2025」が最終年度を迎えるに当たり、これらの計画による取組や整備後の公園の運営状況を検証し、今後の施策に生かしていくことが重要である。

そこで、公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、計画に対して所期の効果を収めているかの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) 公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。
- (2) 計画に対して所期の効果を収めているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和5年度までに実施された公園の整備・運営に関する事業

(2) 監査対象課

土木部 みどりと公園課

南部土木サービスセンター

北部土木サービスセンター

5 監査実施期間

令和6年5月31日（金）から令和6年11月29日（金）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和6年7月9日（火）・10日（水）に行った。

＜現地視察場所＞

徳丸ヶ原公園・こども動物園高島平分園、高島平七丁目公園、赤塚植物園本園・農業園、赤塚七丁目児童遊園、東板橋公園・板橋こども動物園、南板橋公園、四ツ又公園（視察順）

第2 監査結果

現況と課題

- 1 公園に関する概況
- 2 公園・公衆トイレの改修整備について
- 3 公園遊具の改修整備について
- 4 「こどもの池」の改修整備について
- 5 公園灯のLED化の推進について
- 6 公園内の傾斜地管理について
- 7 整備後の公園運営について

検討・改善を求める事項

着眼点1 公園の整備・運営に関する事業は計画的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。

1 トイレ計画の実効性確保について

トイレの設置については区民の要望もあり、適正な数というものに議論があるところではあるが、限られた予算の中で質の向上を目指す観点から考えると、既設トイレのあり方について踏み込んだ考察を行い、総数の適正化について一層の検討を進めていく必要がある。その際には、現計画で達成が不十分である、周辺の区施設を含めた利用環境やバリアフリー化の状況と併せて考えていかなければならない。

公園・公衆トイレは、区の「公共施設等ベースプラン」の対象施設である。令和8年度からの新たなトイレ計画の策定に当たっては、暮らしやすいまちを実現する経営資源の一つであることを意識して、ファシリティマネジメントの考えに基づきながら、実効性ある内容を検討していくことが望まれる。

2 「こどもの池」のあり方について

中止された場合も開業された時と同額の委託料が支払われることは、費用対効果の観点からは望ましくない。「こどもの池」の運営委託については、仕様書や契約方法だけでなく、委託のあり方そのものについても検討を続けることが求められる。

区の「こどもの池」はプール型であり、安全面の観点から監視員は必須となる。しかし、運営委託している協力は65歳以上の会員が多く、高齢化・担い手不足の状態であり、近年の猛暑においては、会員自身の安全も危ぶまれる状況である。区は、委託のあり方を検討すると同時に、長期的な視野に立ち、今般の問題（※）が引き続くことのないよう、地域住民の声を十分に聞きつつ、説明責任を果たし、「こどもの池」を「新たな水スタイル」の施設に更新することなどが求められる。

※今般の問題…「こどもの池」は、①利用対象年齢が限られる、②夏季のみの利用である、③地域による運営体制の維持が困難である、④猛暑等の影響により中止・中断する日数が増加している、という問題

着眼点2 計画に対して所期の効果を収めているか。

1 公園・公衆トイレの洋式化とバリアフリー化について

計画として掲載する事項については、適切な現状把握と、それに基づいた指標及び目標値の設定、その目標を達成するために必要とされる取組を設定することが重要である。地域間のバリアフリー化率については、今後も平準化を目指すのであれば、まずは詳細な現状分析を行うことが求められる。

区内の公園・公衆トイレは、依然として和式便器が多く、また、全てのトイレをバリアフリー化するには、現計画のペースでは30～40年かかる計算となる。よって、トイレの洋式化は今後も強く要望されることが予想されるが、限られた予算を無駄にすることのないよう、南部・北部土木サービスセンターは、トイレ計画との調整を十分に行うことが必要である。

2 トイレの表示について

公園は、構造上の問題からトイレの場所や配置がわかりにくいことも多い。トイレの表示については、適切に利用できるよう、誰にとっても見やすくわかりやすい表示を設置することが求められる。

総括意見

区は、使いやすく魅力ある公園づくりを目指し、グリーンプラン 2025 の「公園の整備とリニューアル」に基づき、時代の要請や地域のニーズを反映した、居心地の良い公園の整備を進めている。公園は、誰もが気軽に利用できる貴重なオープンスペースであり、区のブランド力を高めるためにも、目標達成に向けた施策を一層充実させていかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、公園整備に関する各計画の実績を総括し、今後の施策に確実に生かしていくべきである。

トイレ計画や長寿命化計画は、具体的な目標を掲げながら実行されていない、又は達成できなかった事項が見受けられ、所期の効果が得られているとは言い難い状況であった。また、トイレの洋式化・バリアフリー化や「こどもの池」の更新に際し、現状把握や将来の見通しが不十分であり、経済性、効率性、有効性の面からの改善すべき事項も数多く認められた。

限られた予算で効果的な整備・運営を行うには、より深い研究が欠かせない。公園施設の質を更に高めていくため、区は、時代が求める新たな要素も取り込みながら、次期計画を策定することが求められる。

第二に、区は、公園に関する効果的な取組を継続することが必要である。

区は、公園遊具の安全性向上や、こどもの池計画の着実な推進、公園灯の LED 化による電気使用量・二酸化炭素排出量の削減など、多くの優れた取組を実施してきた。特にこども動物園については、リニューアルに当たり草屋根と壁面緑化を取り入れて SDGs を体現し、「こども動物クラブ」の活動等により地域活動に貢献するなど、多大な効果を生み出している。

区は、こうした取組を継続するとともに、時代の変化に柔軟に対応し、創意工夫を重ねることが求められる。

令和 5 年度板橋区区民意識意向調査の結果では、「板橋区発展のために力を入れるべき分野」として、「緑・公園・景観」が前回（令和 3 年度）の第 7 位から第 4 位に上昇しており、区民の緑・公園・景観に対する期待が高まっていることが確認できた。

区の効果的な公園の整備・運営により、区民の誰もが快適に公園を利用し、区に愛着を持ち、健康で心豊かに暮らすことのできるまちが実現することを期待する。

令和6年度第2回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ

DXによる総合窓口サービスの向上について

2 監査テーマ選定の趣旨

板橋区は、平成27年の本庁舎南館改築を契機に、1階から3階にライフイベント関連窓口を隣接配置して低層階一体型の「総合窓口」を構築し、最初に訪れた窓口で複数の手続を一度に受付できる受付案内システムを導入するなど、区民にわかりやすく便利な窓口サービスの提供に取り組んできた。この取組をさらに充実させるため、板橋区本庁舎低層階窓口改善検討会（平成29年度からは板橋区総合窓口運営連絡会）を設置し、組織横断的に検討を継続している。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが表面化したことを受け、国を挙げてDX推進の動きが加速している。区においても「板橋区ICT推進・活用計画2025」を策定し、デジタルを用いた業務の効率化と区民サービスの向上を目指している。窓口業務においても、マイナンバーカードの活用やオンライン化の促進によるサービス向上を図っているが、需要の変化や技術革新を踏まえたツールの活用等による利便性向上への期待は益々高まっている。

今後、総合窓口サービスの更なる向上を図るためには、区民等のニーズを的確に把握した上で、ソフト面とハード面双方を融合させた取組が必要となる。

そこで、DXによる総合窓口サービスの向上に関する取組は計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、関連部署間の連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) DXによる総合窓口サービスの向上に関する取組は計画的・効果的に行われているか。また、取組に係る経費は効率的に使われているか。
- (2) 関連部署間の連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和5年度までに実施されたDXによる総合窓口サービスの向上に関する取組

(2) 監査対象課

政策経営部 IT推進課

総務部 人事課、課税課、納税課

区民文化部 戸籍住民課

健康生きがい部 長寿社会推進課、介護保険課、国保年金課、後期高齢医療制度課

福祉部 障がいサービス課

子ども家庭部 保育サービス課、子育て支援課

※本監査（監査委員による聞き取り調査）は下線の課に対してのみ実施

5 監査実施期間

令和6年6月28日（金）から12月26日（木）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和6年8月1日（木）・2日（金）に行った。

＜現地視察場所＞

戸籍住民課窓口（区役所本庁舎南館1階）

7 その他

監査対象は、令和5年度までに実施された取組としていたが、監査対象課の事前調査に対する回答に含まれていた、若しくは、監査委員による聞き取り調査で言及された令和6年度の取組（実績）に関することも一部対象とした。

第2 監査結果

現況と課題

- 1 自治体 DX に関する国・東京都の動向
- 2 DX 推進・人材育成に関する板橋区の計画等
- 3 区における自治体 DX の推進及び総合窓口サービスの現況
- 4 DX による総合窓口サービス向上に関する協議組織
- 5 各種窓口サービス
- 6 関連部署間の連携
- 7 DX による総合窓口サービスの向上において求められる人材と人材育成
- 8 自治体 DX 推進による職員定数への影響

検討・改善を求める事項

1 「書かない窓口」サービスの拡大について

書かない窓口と同様のサービスを全庁的に展開していくためには、利用実績が上がないという課題の解決が前提となる。

戸籍住民課はサービス導入済み窓口を所管する課として、IT 推進課は区の DX 推進をリードする立場として両者が連携し、書かない窓口が広く認知されていないことについて様々な検討や対策を進め、その効果検証を行うことが求められる。

＜IT 推進課・戸籍住民課＞

2 総合窓口利用者調査の実施について

戸籍住民課は、窓口サービスのデジタル化・オンライン化や新サービス導入における認知度や利便性についての視点を加えた利用者調査を、総合窓口運営連絡会を構成する各課をけん引して実施し、分析結果をフロントヤード改革や今後の更なる窓口サービス向上にフィードバックする方策を検討することが求められる。

＜戸籍住民課＞

3 DX 人材育成における具体的な成果指標と今後の方向性について

人事課と IT 推進課は、DX 人材育成の取組の成果を測る尺度・指標等について研究するとともに、どのような分野・職層で、どのようなレベル感の DX 人材を、どの程度育成し配置するのか等について、次期基本計画に基づく人材育成の方針や計画に落とし込めるよう検討することが望まれる。

＜IT 推進課・人事課＞

総括意見

区は、平成 27 年の区役所本庁舎南館改築を契機として、1 階から 3 階にライフイベント関連窓口を隣接配置して低層階一体型の「総合窓口」を構築し、区民にわかりやすく便利な窓口サービスの提供に取り組んできた。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが表面化したことから、自治体 DX の推進が急務となり、区においても ICT 推進・活用計画や DX 推進計画を策定し、DX による区民サービスの向上に尽力してきた。その成果は、IT 推進課におけるよろず相談 DX の「Tokyo 区市町村 DX award」大賞受賞や戸籍住民課におけるフリーアドレス導入によるオフィス改革などにも見る事ができた。

今後、DX による総合窓口サービスの更なる向上を図るためには、需要の変化や技術革新を踏まえた上で、サービスを利用する区民起点で、行政との接点（フロントヤード）から改革していく必要がある。また、フロントヤードとバックヤードは密接にリンクしているため、双方の改革を一体的に進めることは改革自体の効率アップにつながるとともに、区民の利便性向上と職員の業務負担軽減を同時に実現できる。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、フロントヤード改革を進めるに当たっては、デジタルを活用した新たな窓口サービスの認知度や、サービスに関する区民ニーズを的確に把握・分析することが必要である。

区は、フロントヤード改革として、受付案内システムの窓口連携の導入をはじめ、様々なサービスのデジタル化・オンライン化を進め、総合窓口における手続の際の区民の負担軽減や混雑状況の緩和などに取り組んできた。最近では、書かない窓口やキャッシュレス決済、ぴったりサービスなどを導入してきたが、十分に区民に認知されていないサービスも多いため、区の DX の取組が窓口サービスの向上において成果を上げているとは言い難い状況である。

窓口サービス利用者に対する調査を行うなど、デジタル化・オンライン化に対する

区民ニーズの把握に努め、効率的・効果的なフロントヤード改革につなげていくことが重要である。

第二に、各種ツールの活用等による業務の効率化及び業務量削減等のバックヤード改革を着実に進める必要がある。

よろず相談 DX は業務改善の取組として、都内の自治体の中でも高く評価されているが、総合窓口職場からの相談件数は多くない。

総合窓口職場は、オンライン申請や各種自動化ツール等の導入を支援するよろず相談 DX を各課の状況に合わせて活用し、バックヤード改革によって創出された時間や人的資源を窓口サービスの更なる向上やきめ細かな相談対応につなげていくことが求められる。

第三に、DX 人材育成において、関連部署間の連携を更に強化し、具体的な目標に基づき計画的に進めていく必要がある。

区はこれまでも、「板橋区 DX 人材育成について」やレベルアッププランに基づき、DX 人材の育成に取り組んできた。しかし、育成の成果を図る尺度や指標が不明確であるため、DX 人材育成に携わる各部署の役割分担に対する認識等に微妙なずれが生じている状況であった。人材確保に困難を極める昨今の状況において、持続可能な区政経営の実現のためには、DX 人材育成が重要な要素であり、それに対する期待も大きいところである。

区としての DX 人材育成のあり方について改めて整理し、DX 人材育成に携わる各部署の役割分担を明確にした上でそれぞれの責務を果たすとともに、DX 人材育成における目標や人員配置の方針等について、次期基本計画に基づく人材育成の方針や計画に落とし込めるよう検討することが望まれる。

デジタルデバイドにも十分対応しつつ、もてなしの心に拠る窓口 DX の全庁的な展開を通じて、区民ニーズに合った総合窓口サービスが一層向上することを期待する。

例月出納検査

令和6年度例月出納検査結果報告書

1 検査月日	令和6年 4月30日 (火)	(令和6年 3月分)
	令和6年 5月31日 (金)	(令和6年 4月分)
	令和6年 6月28日 (金)	(令和6年 5月分)
	令和6年 7月31日 (水)	(令和6年 6月分)
	令和6年 8月26日 (月)	(令和6年 7月分)
	令和6年 9月30日 (月)	(令和6年 8月分)
	令和6年 10月30日 (水)	(令和6年 9月分)
	令和6年 11月29日 (金)	(令和6年 10月分)
	令和6年 12月26日 (木)	(令和6年 11月分)
	令和7年 1月27日 (月)	(令和6年 12月分)
	令和7年 2月27日 (木)	(令和7年 1月分)
	令和7年 3月28日 (金)	(令和7年 2月分)

2 検査対象課
会 計 管 理 室

3 検査対象
会計管理者所管の区一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、
後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況

4 検査結果
検査資料と関係諸帳簿、証拠書類により計数審査を行い、各月末日における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、各会計、歳入歳出外現金及び基金とも計数上の誤りのないことを確認した。

住民監査請求

様式第 43 号

6 板監第 1 2 号の 7

令和 6 年 5 月 1 5 日

監査請求者 X 様

板橋区監査委員 吉 田 伸 江

同 有 馬 潤

同 田 中 い さ お

同 山 田 た か ゆ き

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

令和6年3月29日（金）

3 請求の内容

請求人が提出した「板橋区職員措置請求書」及び「事実証明書」の内容は以下のとおりである。（原文のまま掲載）

板橋区職員措置請求書 請求の要旨

- ・ 板橋区長に関する措置請求の要旨
- ・ 板橋区長が、令和6年年度に予定している板橋区立こぶし保育園の民間移管に伴う、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」との同保育園の土地・建物の無償で貸与する契約は、令和6年1月19日に決定された公募型プロポーザルによる選定にもとづくものとなる。
- ・ 当該プロポーザルの結果は、その公募要項において、本来指名停止を受けている法人は応募資格がないにもかかわらず、数重なる不正請求等によって令和5年9月26日から12月25日まで指名停止処分を受けていた「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」が選定されるものになった。
- ・ 応募受付期間が令和5年8月21日から9月11日までであり、指名停止期間とずれているので問題がない、という常識では考えられない選定の結果である。指名停止期間中に第1次審査、第2次審査を行って、この選定結果にするのは、自らきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。

- ・このような不当な契約は、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、保育事業の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為である。
- ・今般民間移管は令和7年4月1日の予定であり、1年間の猶予があるためプロポーザルをやり直し、別法人を選定することは十分可能である。区長は今般プロポーザルにもとづく契約を行わず、ただちにプロポーザルのやり直しを行うことを求める。

事実証明書

(本件プロポーザルの不当性)

- ・「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、板橋区をはじめ全国で公的受託事業における不正請求が相次ぎ、板橋区は令和5年9月26日付で同法人を9月26日から12月25日の間「指名停止」措置としました。
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第50条には、指定の取消を受けた法人の役員がいる法人は一定期間指定できない旨明記されていますし、「介護保険法」でも同様に第70条において、指定取消しに関与した役員がいる法人は指定を受けることができない旨明記されています。これらの法では要件を満たせば法人が指定を受けることができる仕組みのため、同一人物が法人格だけ変えて申請をすることを除外する仕組みが明確になっています。
- ・公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず、このプロポーザルで、期間がずれているという形式的な理由で不問に付すことは、社会的常識では考えられない事態です。現に新宿区等他区では、板橋区のような事例はみられません。

(同法人の問題点)

- ・ 「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、昨年、38件に及ぶ不正請求事案を起こし、自ら第三者委員会をつくり、その「調査報告書」を12月28日に公表しています。
- ・ 第三者委員会 調査報告書.pdf(workers-coop.com)
- ・ それによると、不正請求は人員不足やコンプライアンス意識の欠如などと総括されていますが、その原因の分析は十分ではありません。
- ・ 同調査報告書によると原価率73%が求められており、それを下回ると翌年度の一時金が減額される仕組みであること(P54「原価率維持のプレッシャー」)、大量の退職者が発生したにも関わらず、紹介派遣を利用すると原価率が下がるためしなかった、事業本部経費で採用費用を負担してほしい旨依頼したが、事業本部が拒否(P21)したこと、など本部が高い上納金を求めているにもかかわらず現場を支援しなかったことが原因であることが伺われます。
- ・ 人員不足は確かに社会的現象とは言え、このような原価率を賃金に反映させる低賃金構造こそ、人員不足を加速させるものであることは明らかであり、かつ、原価率の現場への押し付けは、受託した事業の正当な実施より、本部収入の確保を優先する法人の方針に根本的な問題があります。しかも本部が現場への会計・経理事務などの支援を十分行っていないことも指摘されています。(P60)
- ・ 同調査報告書でも、「自治体委託事業等はこのような原価率の考え方はなじまないのではないか」(P59「原価率の再検討」)と指摘しているが、同法人はこれに対して「今後検討」と実質的に解決を先送りしています。
- ・ 同調査報告書ではさらに、「今回明らかになった不適切行為以外にも、多くの現場で、人員不足による配備不備が長期にわたって継続していること」、しかし「法人本部が、法人組織をあげて対応するという意識やそのような対策をとった形跡はみられない」と指摘しています。
- ・ さらに労働者協同組合への出資金として、最低5万円の出資を義務付けた上に、賃金の2か月分の追加出資を求めていることも(同報告P5)、労働者側から見れば厳しく感ずるのではないのでしょうか。

- ・ このように「人員不足」を不正の中心的原因としていますが、原価率や出資金など自ら作り出した「低賃金構造」が、人員不足の要因になっていると思われます。現に委託を受けて同法人が運営している現こぶし保育園においても、賃金が安いこと、職員の定着率が低いことは広く知られています。
- ・ また、同法人の賃金構造は専門資格や経験年数の評価が低く、全般的な低賃金構造に加えて、現場における専門性の確保や経験の蓄積を困難としています。

(本件契約の重要性)

- ・ 本件の保育園の民間移管にかかわる契約は、東京都供給公社から板橋区が無償で貸与された土地・建物を公社の条件に従って、区が無償で又貸しするもので、通常の民間移管とは違い、移管を受けた法人は無償貸与という条件を長期にわたって保障されるきわめて優遇されたものになります。それゆえに区も応募条件を同法人以外は社会福祉法人に限定しています。当該法人のみが社会福祉法人でなくても応募できたのです。それゆえ、法人選択はより慎重に行われる必要があります。

(よりよきプロポーザルのために)

- ・ そもそもプロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと求められる場合に、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、・・・総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式」(板橋区プロポーザル方式実施要項)ものである以上、法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。
- ・ 板橋区保育運営課長は「不正がおきている児童館とは勤務態様がちがう」「保護者とやり取りした後で、もう一回選び直すという大きな問題になる」(2月19日区議会文教委員会)などと不正を発生させた要因などのヒヤリングもしておらず、まともな検討をしたとは思えません。
- ・ 今回「指名停止」の事態を引き起こした法人の所作がまったく評価基準に反映せず、契約事業者として選定されるのはありえません。その「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護

保険法の趣旨を考えると当然でしょう。

- ・ 本件契約が、1月のプロポーザル選定結果にもとづいて行われなら、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、当該保育事業の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為となるでしょう。
- ・ したがって同プロポーザル選定結果にもとづく契約を中止し、あらためてプロポーザルをやりなおす必要があります。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を備えていると認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、法第242条第1項に定める請求要件を備えているものと認め、監査対象とした。

2 監査対象部課

子ども家庭部保育運営課、総務部契約管財課を監査対象部課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和6年5月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠提出として、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「ワーカーズコープ」という。）第三者委員会の令和5年12月27日付け調査報告書の提

出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、監査対象部課職員を立ち会わせた。

4 監査対象部課からの陳述の聴取等

令和6年4月24日に、監査対象部課から関係書類の提出を受けた。

監査対象部課は、弁明書に基づき、令和6年5月1日に陳述を行った。監査対象部課の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。請求人に対して、住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準に基づく、関係職員等の陳述に対する意見の提出は求めなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、令和6年5月10日、監査委員4名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、これを棄却する。

様式第 43 号

6 板監第 1 2 号の 7

令和 6 年 5 月 1 5 日

監査請求者 X 様

板橋区監査委員 吉 田 伸 江

同 有 馬 潤

同 田 中 い さ お

同 山 田 たかゆき

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

令和6年3月29日（金）

3 請求の内容

請求人が提出した「板橋区職員措置請求書」及び「事実証明書」の内容は以下のとおりである。（原文のまま掲載）

板橋区職員措置請求書 請求の要旨

- ・ 板橋区長に関する措置請求の要旨
- ・ 板橋区長が、令和6年年度に予定している板橋区立こぶし保育園の民間移管に伴う、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」との同保育園の土地・建物の無償で貸与する契約は、令和6年1月19日に決定された公募型プロポーザルによる選定にもとづくものとなる。
- ・ 当該プロポーザルの結果は、その公募要項において、本来指名停止を受けている法人は応募資格がないにもかかわらず、数重なる不正請求等によって令和5年9月26日から12月25日まで指名停止処分を受けていた「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」が選定されるものになった。
- ・ 応募受付期間が令和5年8月21日から9月11日までであり、指名停止期間とずれているので問題がない、という常識では考えられない選定の結果である。指名停止期間中に第1次審査、第2次審査を行って、この選定結果にするのは、自らきめた公募上のルールを否定する不適正な選定であり、それにもとづく契約は不当なものである。

- ・このような不当な契約は、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、保育事業の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為である。
- ・今般民間移管は令和7年4月1日の予定であり、1年間の猶予があるためプロポーザルをやり直し、別法人を選定することは十分可能である。区長は今般プロポーザルにもとづく契約を行わず、ただちにプロポーザルのやり直しを行うことを求める。

事実証明書

(本件プロポーザルの不当性)

- ・「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、板橋区をはじめ全国で公的受託事業における不正請求が相次ぎ、板橋区は令和5年9月26日付で同法人を9月26日から12月25日の間「指名停止」措置としました。
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第50条には、指定の取消を受けた法人の役員がいる法人は一定期間指定できない旨明記されていますし、「介護保険法」でも同様に第70条において、指定取消しに関与した役員がいる法人は指定を受けることができない旨明記されています。これらの法では要件を満たせば法人が指定を受けることができる仕組みのため、同一人物が法人格だけ変えて申請をすることを除外する仕組みが明確になっています。
- ・公募型プロポーザルによる契約では行政側が選択権を持っているため、ここまでの明記が不用のためこうした規定がないにすぎず、このプロポーザルで、期間がずれているという形式的な理由で不問に付すことは、社会的常識では考えられない事態です。現に新宿区等他区では、板橋区のような事例はみられません。

(同法人の問題点)

- ・ 「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」は、昨年、38件に及ぶ不正請求事案を起こし、自ら第三者委員会をつくり、その「調査報告書」を12月28日に公表しています。
- ・ 第三者委員会 調査報告書.pdf(workers-coop.com)
- ・ それによると、不正請求は人員不足やコンプライアンス意識の欠如などと総括されていますが、その原因の分析は十分ではありません。
- ・ 同調査報告書によると原価率73%が求められており、それを下回ると翌年度の一時金が減額される仕組みであること（P54「原価率維持のプレッシャー」）、大量の退職者が発生したにも関わらず、紹介派遣を利用すると原価率が下がるためしなかった、事業本部経費で採用費用を負担してほしい旨依頼したが、事業本部が拒否（P21）したこと、など本部が高い上納金を求めているにもかかわらず現場を支援しなかったことが原因であることが伺われます。
- ・ 人員不足は確かに社会的現象とは言え、このような原価率を賃金に反映させる低賃金構造こそ、人員不足を加速させるものであることは明らかであり、かつ、原価率の現場への押し付けは、受託した事業の正当な実施より、本部収入の確保を優先する法人の方針に根本的な問題があります。しかも本部が現場への会計・経理事務などの支援を十分行っていないことも指摘されています。（P60）
- ・ 同調査報告書でも、「自治体委託事業等はこのような原価率の考え方はなじまないのではないか」（P59「原価率の再検討」）と指摘しているが、同法人はこれに対して「今後検討」と実質的に解決を先送りしています。
- ・ 同調査報告書ではさらに、「今回明らかになった不適切行為以外にも、多くの現場で、人員不足による配備不備が長期にわたって継続していること」、しかし「法人本部が、法人組織をあげて対応するという意識やそのような対策をとった形跡はみられない」と指摘しています。
- ・ さらに労働者協同組合への出資金として、最低5万円の出資を義務付けた上に、賃金の2か月分の追加出資を求めていることも（同報告 P5）、労働者側から見れば厳しく感ずるのではないのでしょうか。

- ・ このように「人員不足」を不正の中心的原因としていますが、原価率や出資金など自ら作り出した「低賃金構造」が、人員不足の要因になっていると思われる。現に委託を受けて同法人が運営している現こぶし保育園においても、賃金が安いこと、職員の定着率が低いことは広く知られています。
- ・ また、同法人の賃金構造は専門資格や経験年数の評価が低く、全般的な低賃金構造に加えて、現場における専門性の確保や経験の蓄積を困難としています。

(本件契約の重要性)

- ・ 本件の保育園の民間移管にかかわる契約は、東京都供給公社から板橋区が無償で貸与された土地・建物を公社の条件に従って、区が無償で又貸しするもので、通常の民間移管とは違い、移管を受けた法人は無償貸与という条件を長期にわたって保障されるきわめて優遇されたものになります。それゆえに区も応募条件を同法人以外は社会福祉法人に限定しています。当該法人のみが社会福祉法人でなくても応募できたのです。それゆえ、法人選択はより慎重に行われる必要があります。

(よりよきプロポーザルのために)

- ・ そもそもプロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと求められる場合に、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、……総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式」(板橋区プロポーザル方式実施要項)ものである以上、法人の実質がその判断基準になることはあきらかです。
- ・ 板橋区保育運営課長は「不正がおきている児童館とは勤務態様がちがう」「保護者とやり取りした後で、もう一回選び直すという大きな問題になる」(2月19日区議会文教委員会)などと不正を発生させた要因などのヒヤリングもしておらず、まともな検討をしたとは思えません。
- ・ 今回「指名停止」の事態を引き起こした法人の所作がまったく評価基準に反映せず、契約事業者として選定されるのはありえません。その「指名停止」の事態を引き起こした原因が解決されているかどうか、一定期間の実績で証明されるまでは、選定の対象にすべきでないのは、障害者総合支援法や介護

保険法の趣旨を考えると当然でしょう。

- ・ 本件契約が、1月のプロポーザル選定結果にもとづいて行われなら、第1に適正な法人選択という区の責務を放棄することによって、当該保育事業の質の確保に重大な損害を生じさせるものであり、第2に、なんらかの不正な行為があった法人に対してとられている「指名停止」等のペナルティの意義を自ら否定することによって、将来の区の契約案件のすべてに影響する恐れがある行為となるでしょう。
- ・ したがって同プロポーザル選定結果にもとづく契約を中止し、あらためてプロポーザルをやりなおす必要があります。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を備えていると認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、法第242条第1項に定める請求要件を備えているものと認め、監査対象とした。

2 監査対象部課

子ども家庭部保育運営課、総務部契約管財課を監査対象部課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和6年5月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠提出として、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「ワーカーズコープ」という。）第三者委員会の令和5年12月27日付け調査報告書の提

出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、監査対象部課職員を立ち会わせた。

4 監査対象部課からの陳述の聴取等

令和6年4月24日に、監査対象部課から関係書類の提出を受けた。

監査対象部課は、弁明書に基づき、令和6年5月1日に陳述を行った。監査対象部課の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。請求人に対して、住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準に基づく、関係職員等の陳述に対する意見の提出は求めなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、令和6年5月10日、監査委員4名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、これを棄却する。

令和 6 年 度

監 査 結 果 報 告 書

令和 7 年 7 月

刊行物番号

R0 7-2 3

発

行

板橋区監査委員事務局
(3 5 7 9) 2 6 6 1